

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	リハビリテーション支援センター
内線番号	251-5399

No.	項目	内容
①	処分名	理学療法士等修学資金貸与に係る処分
②	法令名	京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例
③	法令番号	平成08年03月29日 条例第9号
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(返還の免除) 第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。 (1) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに免許を受け、直ちに、前条に規定する業務に従事し、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間業務に従事したとき。 (2) 前号に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 2 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (1) 死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなったとき。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例 (平成08年03月29日 条例第9号) ・京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例施行規則 (平成08年03月29日 規則第19号) ・京都府理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 修学資金貸与養成施設等取扱要領
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	リハビリテーション支援センター (075-251-5399)
⑬	備考	